

株式会社すかいらーくホールディングス及び株式会社すかいらーくレストランズの産業競争力強化法に基づく事業適応計画の認定について

農林水産省は、株式会社すかいらーくホールディングス（法人番号：2010001138365）及び株式会社すかいらーくレストランズ（法人番号：2012401030556）から提出された「事業適応計画」について令和4年4月14日付けで認定を行いました。

1. 事業適応計画の認定

株式会社すかいらーくホールディングス及び株式会社すかいらーくレストランズ（以下「申請者」という。）から提出された「事業適応計画」について、産業競争力強化法第21条の15第4項の規定に基づき審査した結果、同法第2条第12項に規定する事業適応計画を行うものとして、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、令和4年4月14日付けで「事業適応計画」の認定を行いました。

また、同法第21条の28第2項の規定に基づき審査し、同法第21条の15第4項に規定する事業適応計画を行うものとして、同法規定に基づく「生産性の向上又は需要の開拓に特に資するもの」として主務大臣が定める基準に適合することを確認しました。

今回の認定により、申請者は税制措置の適用を受けることが可能になります。

2. 申請者の概要

名称：株式会社すかいらーくホールディングス

代表者：代表取締役会長兼社長谷真

住所：東京都武蔵野市西久保1丁目25番8号

名称：株式会社すかいらーくレストランズ

代表者：代表取締役社長大川原利明

住所：東京都武蔵野市西久保1丁目25番8号

3. 事業適応計画の実施時期

令和4年4月～令和8年12月

4. 申請者の事業適応計画の概要

ライフスタイルの変化や顧客ニーズの多様化、また働く世代の減少といった事業環境の変化に対して、グループの会員基盤統合を基軸としたグループ内データ連携を実施し、パーソナライズドマーケティングやアプリ経由の商品・サービス提供、未来型店舗の導入などの新規の取組を進める。これにより、レストランビジネスの新しい価値創造に向けたDXを推進し、新たな需要開拓を図ることで、外食・中食・内食まで視野に入れた「食の総合型企業」の実現を目指しながら、事業の競争力を強化する。

添付資料

(別添1) 事業適応計画のポイント(PDF : 416KB)

(別添2) 認定事業適応計画の内容の公表(PDF : 172KB)

【お問合せ先】

新事業・食品産業部外食・食文化課

担当者：平山、大島

代表：03-3502-8111（内線4353）

ダイヤルイン：03-6744-2053

株式会社すかいらーくホールディングス及び株式会社すかいらーくレストランズの事業適応計画のポイント

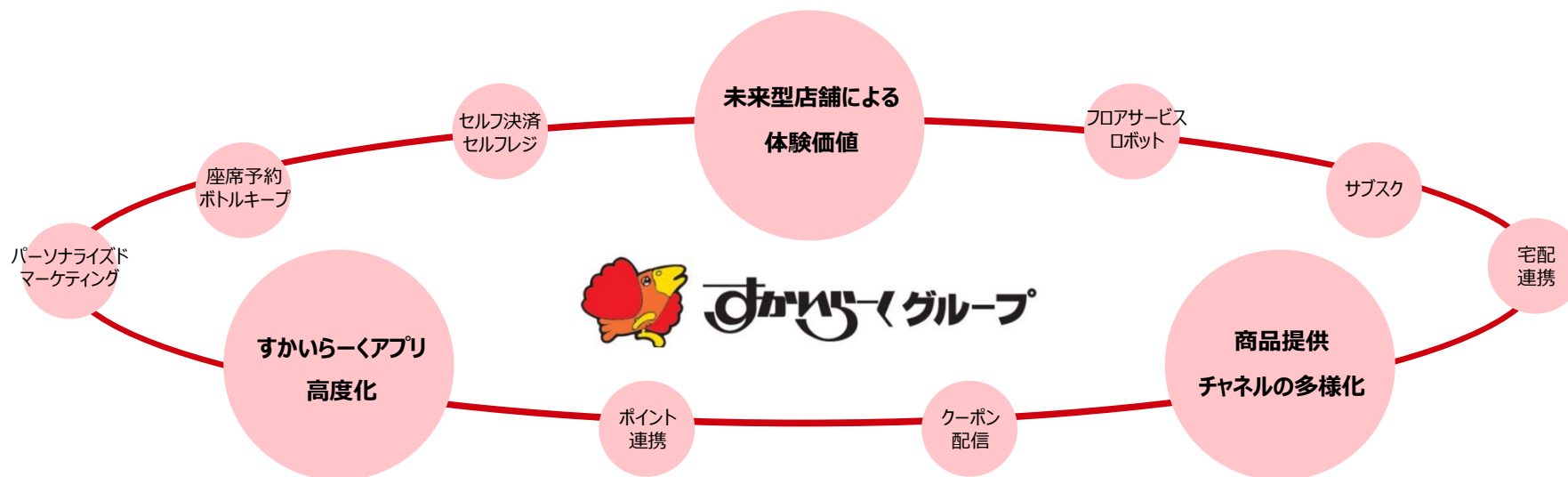
2022年4月14日

- すかいらーくグループは、ライフスタイルの変化や顧客ニーズの多様化、また働く世代の減少といった事業環境の変化に対して、クラウドを活用したデータ連携・分析を駆使しながら顧客基点の商品・サービス・店舗開発を進めることによって、顧客満足度の向上を追求します。

事業適応計画の概要

- | | |
|--------------------|--|
| 1. 実施期間 | 2022年4月～2026年12月 |
| 2. 生産性向上目標・新需要開拓目標 | 当事業における売上高の伸び率が、業種別売上高伸び率を5%ポイント以上上回ることを目標とする。 |
| 3. 前向きな取組の内容 | 当事業により生まれる収益の額が投資額の10倍以上となることを目標とする。 |
| 4. 支援措置 | 税制措置（DX投資促進税制） |

事業適応計画のイメージ



すかいらーくアプリなどの自社会員基盤をキーに、店舗やアプリ経由で得られる顧客データをつなぎ合わせることで、来店・宅配・テイクアウトなどお客様にパーソナライズしたマーケティング施策を促進するとともに、セルフレジや配膳ロボットを導入した未来型店舗による新しい価値創造などを実現。

価値創造の仕組み

顧客ID統合を軸として社内データ連携・一元管理を実現し、自社会員基盤を有効活用



業務システムをクラウドベースで刷新するとともに、連携されたデータを機動的に分析

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の内容の公表

1. 認定の日付

令和4年4月14日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社すかいらくホールディングス

株式会社すかいらくレストランツ

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

すかいらくグループは、ライフスタイルの変化や顧客ニーズの多様化、また働く世代の減少といった事業環境の変化に対して、すかいらくグループの会員基盤統合を基軸としたグループ内データ連携を実施し、パーソナライズドマーケティングやアプリ経由の商品・サービス提供、未来型店舗の導入などの新規の取組を進めていく。これにより、レストランビジネスの新しい価値創造に向けたDXを推進し、新たな需要開拓を図ることで、外食・中食・内食まで視野に入れた「食の総合型企業」の実現を目指しながら、株式会社すかいらくホールディングス及び株式会社すかいらくレストランツ（以下「両社」という。）の事業の競争力を強化する。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

令和8年度（2026年度）において、飲食店／持ち帰り・配達飲食サービス業における売上高伸び率（令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの期間における伸び率）が、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの5年間における飲食店／持ち帰り・配達飲食サービス業に係る業種売上高伸び率を5%ポイント上回ることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

令和8年度（2026年度）において、株式会社すかいらくホールディングスの有利子負債はキャッシュフローの0.7倍、経常収支比率は104.8%となる予定であり、また、株式会社すかいらくレストランツの有利子負債はキャッシュフローの▲2.6倍、経常収支比率は105.2%となる予定である。

(4) 事業適応の類型

情報技術事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

I. 食堂料理飲食、喫茶等のサービス業（76 飲食店）

（選定理由）

中長期的なライフスタイルの変化や顧客ニーズの多様化を踏まえ、店舗における体験価値の向上も目的とした店舗 DX を推し進めることにより、顧客範囲を拡大し今後も同事業を両社の柱として成長させていくため、同事業における事業適応を実施していく。

II. 弁当・惣菜等の調理食品製造・宅配業（77 持ち帰り・配達飲食サービス業）

（選定理由）

中長期的なライフスタイルの変化や顧客ニーズの多様化により、中長期的に国内の中食・内食需要が増加していく中で、両社としてデジタル技術を活用しながら旺盛な需要に対応していくことにより、今後も同事業を両社の柱として成長させていくため、同事業における事業適応を実施していく。

(6) 事業適応の具体的内容

お客さまの飲食需要を適時に把握し、適切な方法でその需要にお答えするためには、データ連携を通じてお客様のニーズをグループ全体で把握し、最適なチャネルでサービス・商品提供を行う必要があることから、店舗内外での飲食サービスの一体的な提供実現とそれを実現するための店舗内・間オペレーション向上を目的とした DX が不可欠である。具体的には事業適応計画において以下の取組を行う。

両社の会員基盤で管理している顧客 ID の統合を進めることにより、顧客データ基盤を基点としてお客様に関するデータの一元的管理を実現するとともに、分析ツールを用いたデータ分析を実施する。

分析結果からは、お客様の選好に応じたパーソナライズドマーケティングを実施し、すかいらーくアプリをコンタクトポイントとしてクーポン配信などの施策を効果的に展開するとともに、お客様認証基盤の統一・アプリ決済機能の強化によって決済方法に多種の選択肢をご提示し、シームレスな購買体験を提供する。

セルフレジやフロアサービスロボットの導入を中心に店舗 DX を進め、迅速で安全なオーダー・サービス提供を実現する等、店内体験を向上させるとともに、お客様の店舗外での商品をお受け取りをサポートするアプリ等をご提供することで、より円滑に予約・オーダー・商品受領を行えるシステム環境を整備し店外体験も向上させる。また、店舗外販売チャネルを一層充実させることで、これらのデータもグループ内で連携することにより分析を充実させる。

こうした店舗内外での飲食サービスの提供・オペレーションの向上に関する取組に対応するため、商品マスター統合や受発注システム刷新により、需要に応じたより正確な店舗在庫管理を実現する等、店舗におけるリソース管理能力を向上させる。また、店舗内外で生じるお客様の需要に効率的に対応するため、各システム稼働状況を店舗・本部でリアルタイムに

稼働管理するシステムの構築や、配達用システムの刷新によって、配達人員・エリアの適切な割り当てを行う等、店舗内・間リソースの最適配置・運用に取り組む。

以上を踏まえ、事業適用に当たって新たに展開する未来型店舗の売上高（既存店の刷新及び未来型店舗の新規出店の効果）や店舗外販売チャンネルを通じた注文によって生じる売上高を設備投資等の金額で除した値が10以上となることを目指す。

- ・産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準への適合：有
- ・産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準への適合：無

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：令和4年4月

終了時期：令和8年12月